

設 計 者	審 査 者

設 計 書

事 業 年 度 令和 8 年度

設 計 年 月 日 令和8年7月22日

委 託 業 務 名 称 令和 8 年度 自動車騒音常時監視業務委託

委 託 箇 所 富岡市七日市外地内

設 計 区 分 当初設計

完 成 期 日 令和9年2月26日

委託概要及び設計額

起工設計額	請 負 額	変更請負額	請負増減額
() 円			

○ 委 託 概 要

起 工 設 計

自動車騒音常時監視業務委託

1 式

評価対象路線は、4 路線12区間とする

- 1 評価区間の設定
- 2 騒音・交通量等測定
- 3 沿道条件の把握
- 4 面的評価

自動車騒音常時監視業務委託内訳書

工 種		内 容	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
1	評価区間の設定						
	道路構造・道路交通条件の調査	技師 B		人			
	用車費		1	台			
2	騒音・交通量等測定						
	騒音・交通量・速度調査	技師 B		人			
	調査結果まとめ	技師 B		人			
	用車費		4	台			
	機器損料(騒音計等)		2	組			
3	沿線条件の把握						
	沿線条件項目の調査	技師 B		人			
	用車費		1	台			
	街区の設定	技師 B		人			

自動車騒音常時監視業務委託内訳書

工 種		内 容	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
4	面的評価						
	面的評価の実施	技師 B		人			
	面的評価報告書の作成	技師 C		人			
	常時監視フォーマット作成	技師 B		人			
	環境GISフォーマット作成	技師 B		人			
	報告書及び計量証明書発行費		1	式			
5	直接業務費計						
6	諸経費		1	式			
7	業務価格計						
	改め						
8	消費税		1	式			
9	合計						

令和 8 年度 自動車騒音常時監視業務委託仕様書

1 目的

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、富岡市内における道路に面する地域の環境基準の達成状況を面的に評価するため実施する。

2 業務内容

環境省が配布する面的評価支援システムを使用し、評価マニュアル及び事務処理基準に沿って別表に示す評価対象路線について自動車騒音の測定及び面的評価を行い、環境省への報告資料を作成する。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

4 準拠する法令等

本業務は、この仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- (2) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (3) 騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）
- (4) 騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 23 年 9 月 14 日環水大自発第 110914001 号）
- (5) 自動車騒音常時監視マニュアル
- (6) 自動車騒音常時監視結果報告要領
- (7) その他関係法令等

5 貸与資料等

本業務の遂行にあたり、富岡市は受託者に以下の資料等を貸与する。

- (1) ノートパソコン（OS=windows10 Pro）
- (2) ゼンリン Zmap-Town II（富岡市 2018 年版）
- (3) 都市計画図
- (4) 過年度分の自動車騒音常時監視業務成果品
- (5) その他業務遂行上必要と認められる資料

6 成果品の提出

業務完了に際して下記の成果品を提出すること。

- (1) 業務報告書（環境計量士による計量証明書、測定現場写真を添付のこと）
 - (2) 環境省提出用の報告書（環境省指定の様式による。位置図、詳細図、GIS データを含む。）
- ※上記（1）（2）の形態は A4 サイズ紙によるもの 1 部、CD-R 1 枚とする。

7 守秘義務

受託者は、業務上知りえた情報について守秘義務を負うものとする。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、担当者と綿密な協議を行い、実施すること。
- (2) 測定等の際には、道路の使用許可等、必要な手続きを行うこと。
- (3) 業務を実施するために、国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、富岡市と十分な協議を行うこと。
- (4) 私有地への立入りあたっては、委託者が土地所有者等の承諾を得ることとする。
- (5) 調査・測定にあたっては近隣住民に迷惑とならぬよう十分配慮すること。
- (6) この仕様書に定めのない技術的事項については、最新の自動車騒音常時監視マニュアルに基づくものとする。
- (7) 本仕様書に明記なき事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議して決定するものとする。

別表

路線名	区間	区間 延長 (km)	基本区間番号
一般国道 254 号 (ﾊﾞｲﾊﾟｽ)	前橋安中富岡線～前橋安中富岡線	0.8	10302540520
	前橋安中富岡線～中野谷富岡線	1.0	10302540525
	中野谷富岡線～中野谷富岡線	0.1	10302540530
	中野谷富岡線～一ノ宮妙義線	1.7	10302540540
	一ノ宮妙義線～一般国道 254 号	0.1	10302540550
一ノ宮妙義線	一般国道 254 号～一般国道 254 号 (ﾊﾞｲﾊﾟｽ)	0.1	10400470010
	一般国道 254 号 (ﾊﾞｲﾊﾟｽ) ～宇田磯部停車場線	1.4	10400470020
	宇田磯部停車場線～下仁田安中倉渕線	4.3	10400470030
	下仁田安中倉渕線～松井田下仁田線	2.7	10400470040
下高尾小幡線	前橋安中富岡線～後賀山名停車場線	3.0	10601970010
	後賀山名停車場線～富岡市・甘楽町境	0.1	10601970020
中野谷富岡線	一般国道 254 号 (ﾊﾞｲﾊﾟｽ) ～一般国道 254 号	0.8	10602180050

令和8年度 自動車騒音常時監視 評価路線図

